「看護多機能和や家～なごやか～」
重要事項説明書

当事業所の利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1．概要

（1）事業者

名称	株式会社介護いわて
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２
代表者	代表取締役 冨澤 勇貴
電話番号	０１９５-６９-８８７７
設立年月日	平成１９年９月１８日

（2）事業所

名称	看護多機能和や家 ～なごやか～
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２
代表者	管理者　田村 舞
電話番号	０１９５-６９-８８７７
事業所の種類	看護小規模多機能型居宅介護事業所
事業所番号	０３９２１００１７８
開設年月日	平成３０年７月１日

（3）職員体制

職　名	人　数	業　務　内　容
管理者	１名	・従業員の管理及び業務の管理等
介護支援専門員	１名	・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成 ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行 ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言 ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡、調整
看護職員	常勤換算で２.５名以上 （常勤看護師１名以上）	・利用者の衛生管理、看護業務を行う ・主治医の指示による訪問看護業務 ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成
介護職員	・（通い）常勤換算で利用者３名に対して１名 ・（訪問）常勤換算で２名以上 ・（宿泊）夜勤職員及び宿直職員１名以上	・入浴、移動、食事、排泄の介助 ・日常全般にわたる介護

（４）設備等の概要

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個　室	７室	宿泊室１～４　１０.２６㎡　宿泊室５　１７.４９㎡ 宿泊室６　　１３.９１㎡　宿泊室７　１３.２０㎡
	２人部屋	１室	宿泊室８　２２.５２㎡
	合　計	８室	各室洗面所完備、宿泊室７・８　トイレ付
居間・食堂・機能訓練室		１１６.２１㎡	
台所		１１.３３㎡	
浴室		一般浴室　３.４６㎡　　特別浴室　１０.３５㎡	
消防設備		消火器、煙感知器、自動火災報知設備、スプリンクラー設備	

２．事業の目的について

（１）目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、「通い」「泊まり」「訪問介護（介護職員による）」「訪問看護」のサービスを提供します。「看護」と「介護サービス」を一体的に提供することで医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図ります。

（２）運営方針

・サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むうえで必要な援助を行います。
・サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
・常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導や機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスができるように努めます。
・上記のほか、関係法令等を遵守して、サービスの提供を行います。

３．営業時間及び事業実施地域

（１）営業日及び営業時間　年中無休

・通いサービス　午前９時３０分 ～ 午後４時
・訪問サービス　随時
・宿泊サービス　午後４時 ～ 翌日午前９時３０分

（２）通常の事業実施地域　岩手町

４．看護小規模多機能型居宅介護計画について

（１）看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス（看護・介護）及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

（２）事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。
計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。
（３）利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて介護計画を作成いたします。

５．当事業所が提供するサービスの内容
事業所は定められた介護計画に基づき、以下のサービスを提供します。
（１）介護保険の給付の対象となるサービス
①通いサービス
事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
ア）食事
・食事の提供及び食事の介助をします。
・調理場で利用者が調理することができます。
イ）入浴
・入浴または清拭を行います。
・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
ウ）排泄
・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
エ）機能訓練
・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
オ）健康チェック
・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
カ）送迎サービス
・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
②訪問サービス【介護サービス】
ア）利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
イ）訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
ウ）利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供はできません。
エ）利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。
オ）ご自宅等の鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族と事前にご相談のうえ決定いたします。
カ）買い物代行支援の際は買い物代金をあらかじめお預かりしてから、または事業所で立替え払いし、ご利用料と同時に請求させていただきます。
キ）ご利用者もしくはその家族等に対して宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為等は行いません。
③訪問サービス【看護サービス】
主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
・病状、障害の観察

・入浴、清拭、洗髪等による清潔の保持
・食事及び排せつ等日常の世話
・床ずれの予防・処置
・リハビリテーション
・ターミナルケア
・認知症利用者の看護
・療養生活や介護方法の指導
・カテーテル等の管理
・その他医師の指示による医療処置

④宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

⑤相談・援助等

ご利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

6．サービス利用料金

（1）介護保険の給付対象となるサービス

利用料金については、別紙利用料金表のとおりとなります。

①利用料金は通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ1ヶ月毎の包括費用（定額）となります。

なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額（介護保険負担割合額）をお支払いいただきます。

②月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はありません。

③月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、その月の登録していた期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の登録日及び登録終了日とは、以下の日を指します。

・登録日：通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
・登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日

④ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

⑤介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

食費、宿泊費、水道光熱費、その他のサービスにつきましては、全額ご利用者の負担となります（別紙利用料金表参照）。

（3）利用料金のお支払い方法

毎月１０日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、下記のいずれかの方法により事業者にお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。領収書の再発行は致しかねますのでお気を付けください。

【現金支払いの場合】
　当月中にお支払いください。
【お振込みの場合】
　当月末までに下記のいずれかの口座にお振込みください。その際の振込手数料はご負担していただきます。
※口座名義（共通）
　株式会社介護いわて　代表取締役　冨澤 勇貴
①北日本銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号７０２８７３３
②岩手銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号２０４４８５５
③ゆうちょ銀行　記号１８３３０　番号１５２６２２８１
【自動引落しの場合】
　ご利用月の翌々月１日に自動引落しになります。１回当たりの手数料１５０円（税抜）をご負担していただきます。
　ご希望される場合は、別途お手続きが必要ですのでお申し出ください。

7．サービスの中止、変更、追加
（1）ご利用者の都合により看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合には、原則としてサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。
（2）当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。
（3）ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。
（4）感染症のまん延、その他安全なサービスの提供が不可能であると事業所が判断した場合にはサービスを中止することがあります。

8．サービスの終了について
（1）利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。
（2）次の場合は、利用者は解約の申し立てをすることによって即座にサービスを終了することができます。
・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業所が守秘義務に反した場合
・事業所が利用者またはその家族などに対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
（3）次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了することがあります。
・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
・利用者が亡くなられた場合
・事業者が破産した場合
（4）事業所の都合でやむを得ずサービスの提供を終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書により通知します。ただし、次に該当する場合においては、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することが出来ます。

・利用者が正当な理由なくサービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、利用者または代理人へ料金の支払いを督促したにもかかわらず、支払われない場合
・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院やその他の理由により、３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
・利用者の病状や心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切なサービスの提供の範囲を超えると判断される場合
・利用者またはその家族の行動が、他の利用者または従業員の生活や健康・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の対応ではこれを防止することができない場合
・利用者またはその家族が事業者や従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
・災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業を継続することができなくなった場合

９．苦情・相談について

（１）サービス内容に関する苦情や相談への対応について

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講じます。

（２）お客様相談・苦情窓口

責任者：管理者 田村 舞
電　話：０１９５-６９-８８７７
受付日：月曜日～日曜日
受付時間：午前８時３０分 ～ 午後５時３０分

（３）事業者以外の相談・苦情窓口

名称	電話番号
岩手県国民健康保険団体連合会	０１９-６０４-６７００
盛岡北部行政事務組合	０１９５-７４-２７１６
岩手町役場 福祉介護課	０１９５-６２-２１１１
葛巻町役場 健康福祉課	０１９５-６５-８９９２
八幡平市役所 地域福祉課	０１９５-７４-２１１１

１０．運営推進会議の設置

当事業所では、介護サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞
構　成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、地域包括支援センター職員、
　　看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開　催：隔月で開催
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について作成

１１．協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。また、バックアップ施設として以下の施設を協力機関として連携体制を整備しています。

名称	所在地・電話番号
和や家在宅クリニック岩手町	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内１８-８５-２
	０７０-１５９８-１９６３
北上脳神経外科クリニック	岩手県岩手郡岩手町大字五日市１１-７９-６５
	０１９５-６１-３６３６
ムラキ歯科クリニック	岩手県岩手郡岩手町大字五日市１１-１３１-２
	０１９５-６１-１０１１
特別養護老人ホームあんずの里	岩手県岩手郡岩手町大字五日市２-３０７
	０１９５-６２-８０１８
介護老人保健施設ケアホーム川口	岩手県岩手郡岩手町大字川口１３-２６-６
	０１９５-６５-３１５１

１２．緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者の容態の変化等が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先及び介護支援専門員へ連絡する等、必要な措置を講じます。

１３．事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者が居住する市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所の介護サービスの提供にともなって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。なお、事業所では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

１４．非常災害対策について

火災や自然災害に備え、次の業務を実施します。

・防火管理者を配置し、年２回避難訓練を行う
・消防設備、施設等の点検及び整備
・従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
・その他防火管理上必要な業務

１５．衛生管理等について

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講じます。

（２）事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１６．個人情報の取り扱いについて

（１）サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

（２）従業者が退職した後も、その守秘義務を強制するものとします。

（３）利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとします。

１７．虐待の防止について

（１）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

・虐待防止のための指針を整備します。

・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

・虐待防止のための担当者を設置します。

担当者：管理者 田村 舞

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報します。

１８．身体拘束等の禁止について

（１）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）を行いません。

（２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施

・身体拘束等の適正化のための指針の整備

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底

・その他身体拘束等の適正化のために必要な措置

１９．業務継続計画の策定等について

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

２０．ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

２１．その他運営についての留意事項

（１）従業者の資質及び介護技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行います。また、勤務体制の調整を行います。

（２）事業所は、利用者本人または正当な代理人から求めがあった場合、本人確認等の必要な手続きを経たうえで、サービス提供記録を開示するものとします。

（３）事業所は、従業者、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から５年間保存するものとします。

（４）この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、法令等の定めるところにより、事業者と利用者及び家族が協議の上、お互い誠意を持って対応することとします。

令和　　年　　月　　日

サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内
第１８地割８５番地２
名　称　株式会社介護いわて
代表取締役 冨澤 勇貴

事業所　所在地　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内
第１８地割８５番地２
名　称　看護多機能和や家～なごやか～

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は契約書および本書面により、事業者から介護保険法に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

ご利用者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿